

2021
July

納税協会ホームページ <https://www.nouzeikyokai.or.jp>

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
2021 8 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31					1 友引	2 先負
4 大安	5 赤口	6 先勝	7 友引	8 先負	9 仏滅	10 赤口
11 先勝 健康保険・厚生年金保険の報酬月額算定基礎届の提出	12 友引 6月分の源泉所得税等の納付 源泉所得税の納期特例分の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出(6月雇入分) 労働保険の年度更新手続き等	13 先負	14 仏滅	15 大安 高齢者・障害者雇用状況報告書の提出	16 赤口	17 先勝
18 友引	19 先負	20 仏滅	21 大安	22 赤口 海の日	23 先勝 スポーツの日	24 友引
25 先負	26 仏滅	27 大安	28 赤口	29 先勝	30 友引	31 先負

7月の税務と労務



税務

- 6月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 → 7月12日(月)まで
- 当年1月～6月分の源泉所得税の納期の特例分の納付 **Check!**
★常時10人未満の事業所は届出により前6か月分を7月10日と1月20日までに納付することができます。 → 7月12日(月)まで
- 令和3年5月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり(消費税は法人税の延長とセット)。 → 決算応当日(月末決算では8月2日(月))まで
- 令和3年11月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→ 決算応当日(月末決算では8月2日(月))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち8月・11月・2月決算法人の中間申告と納付 → 決算応当日(月末決算では8月2日(月))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)の年税額が4,800万円超の法人)のうち4月・5月決算法人を除く法人の中間申告と納付
→ 決算応当日(月末決算では8月2日(月))まで
- 固定資産税・都市計画税(第2期分)の納付
→ 市町村条例指定日まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(6月雇入分)
→ 7月12日(月)まで
- 労働保険の年度更新手続き及び保険料等納付期限
→ 7月12日(月)まで

- 健康保険・厚生年金保険の報酬月額算定基礎届の提出
→ 7月12日(月)まで
- 高齢者・障害者雇用状況報告書の提出 → 7月15日(木)まで
- 労働者死傷病報告の提出(休業4日未満、4～6月分)
→ 8月2日(月)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の6月雇入・離職分) → 8月2日(月)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(6月分)
→ 8月2日(月)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column

スポーツと事故

令和3年7月23日はスポーツの日です。スポーツは怪我や事故も多いため、仮に私的なスポーツ事故で入院したときの税務・労務上の注意点を記載します。

【税務上の注意点】

労務上の注意点に記載のとおり傷病手当金を受給した場合、傷病手当金は非課税所得のため、年末調整・確定申告の対象外です。また、医療費(保険金等の補填金額控除後)が一定以上の場合には確定申告により医療費控除できますが、医療費控除の対象とならない費用(本人希望の差額ベッド代など)もありますので、注意が必要です。

【労務上の注意点】

スポーツに業務遂行性と業務起因性がない場合、労災認定を受けることができませんが、一定の要件を満たせば傷病手当金を受給できます。なお、入院等で無給の場合、源泉所得税・雇用保険料の徴収はありませんが、社会保険料(雇用保険料除く)・住民税の徴収は必要ですので、その際の取扱い(実際に従業員から徴収or会社が立替払い)について就業規則等で定めておくことが望まれます。



令和5年10月
から始まる!

インボイス制度のポイント

税理士 金井恵美子

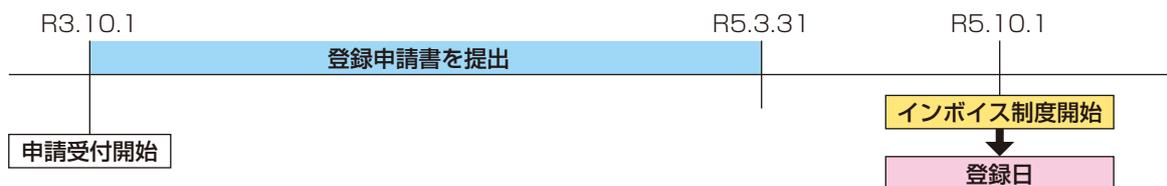
適格請求書発行事業者の登録申請の時期

1 登録申請の受付開始

適格請求書発行事業者（登録事業者）の申請の受付は、令和3年10月1日に開始されます。

2 インボイス制度の初日から登録事業者としてスタートする場合

適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日に登録を受け、制度の初日から登録事業者としてスタートするためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を所轄税務署長に提出する必要があります。



ただし、令和5年3月31日までに登録申請書を提出できなかったことにつき「困難な事情」がある場合において、令和5年9月30日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなされます。

「困難な事情」については、その困難の度合いは問いません。

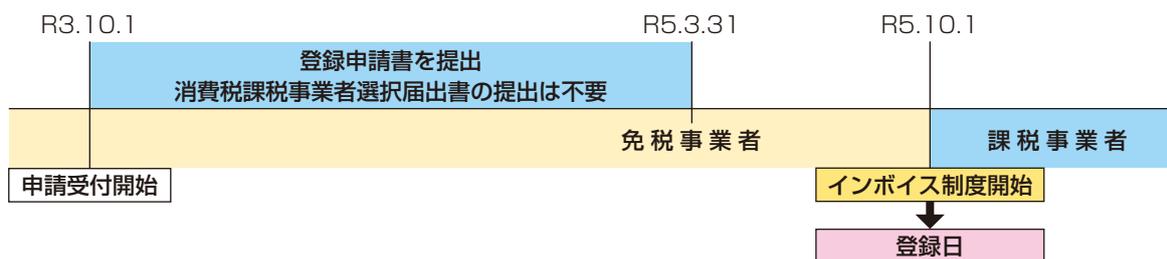
※特定期間における課税売上高が1,000万円を超えたことにより課税事業者となる場合は、「令和5年3月31日」は、「令和5年6月30日」に読み替えてください。

3 免税事業者が登録する場合

免税事業者がインボイスを発行するため登録を受けたい場合には、課税事業者を選択しなければなりません。

課税事業者の選択は、通常、消費税課税事業者選択届出書を提出して行いますが、インボイス制度の開始に当たって登録を受ける場合には、消費税課税事業者選択届出書を提出する必要はありません。

例えば、免税事業者が、令和5年3月31日までに登録申請書を提出し、登録を受けた場合には、令和5年9月30日までの期間は免税事業者、10月1日以後は登録事業者である課税事業者となり、10月1日以後の取引について消費税の申告を行うこととなります。



簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例

この取扱いにより、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となる場合において、令和5年10月1日の属する課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、令和5年10月1日から簡易課税制度を適用することができます。

4 適格請求書発行事業者の公表

交付を受けた請求書等が適格請求書に該当することを客観的に確認できるよう、適格請求書発行事業者登録簿に登載された次の事項が、国税庁ホームページに公表されます。

国税庁ホームページに公表される事項	
法人	個人事業者
① 適格請求書発行事業者の名称	① 適格請求書発行事業者の氏名
② 登録番号	② 登録番号
③ 登録年月日	③ 登録年月日
④ 本店又は主たる事務所の所在地	